

農林物資の取扱い等の方法の 適合の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この適合の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第13条第1項及び第33条第1項の規定に基づき行う表1の左欄に掲げる農林物資の取扱い等の方法の適合の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 適合の表示の様式

適合の表示の様式については、表1の左欄に掲げる農林物資の取扱い等の方法ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表1—農林物資の取扱い等の方法ごとの適合の表示の様式

A.1 有機料理を提供する飲食店等の管理方法	附属書 A
B.1 青果市場の低温管理	附属書 B

3 適合の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 広告等の見やすい箇所に、付さなければならない。
- b) 適合の表示の様式に近接して、適合に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、適合に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

附属書 A
(規定)
適合の表示の様式 A

適合の表示の様式については図 A.1 とする。

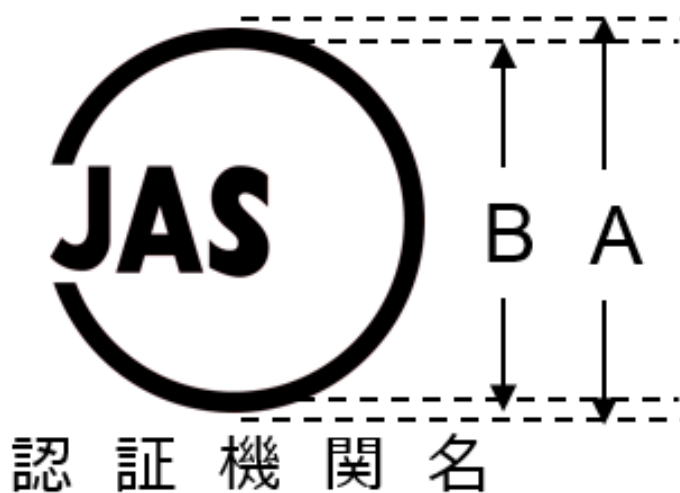


図 A.1—適合の表示の様式 A

- a) B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 認証機関名については、略称を記載することができる。

附属書B
(規定)
適合の表示の様式B

適合の表示の様式については図 B.1 又は図 B.2 とする。

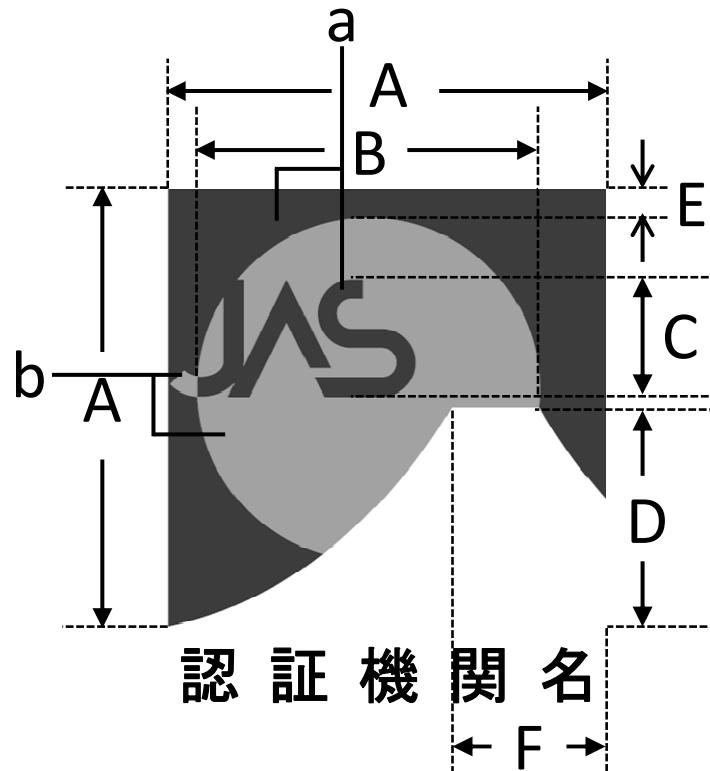


図 B.1—適合の表示の様式B (カラー)

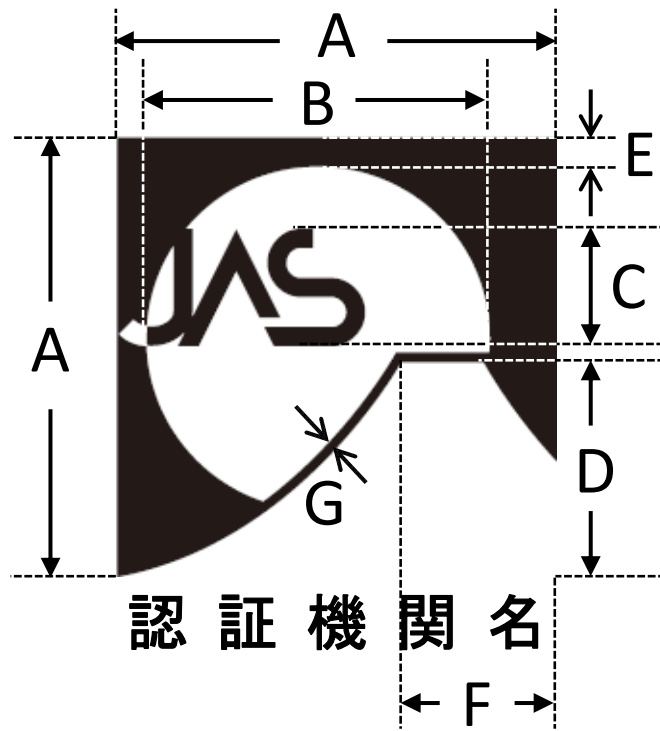


図 B.2—適合の表示の様式B（単色）

- a) BはAの $\frac{8}{10}$ とし、CはAの $\frac{27}{100}$ とし、DはAの $\frac{49}{100}$ 、EはAの $\frac{65}{1000}$ とし、FはAの $\frac{35}{100}$ とし、GはEの $\frac{36}{100}$ としなければならない。
- b) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- c) 図 B.1 にあつては、aの部分及びbの部分の色は、各々に異なる色としなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成30年12月28日農林水産省告示第2821号
最終改正 平成31年 3月29日農林水産省告示第 598号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 平成31年 3月29日農林水産省告示第 598号
平成31年 4月28日から施行する。